

社会福祉法人香取市社会福祉協議会  
福祉教育活動実践校助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香取市内に居住または在学する児童・生徒に対して、福祉教育・学習をとおして、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の精神を養うために取り組まれる事業に対し助成金を交付し支援するため必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この助成金の交付対象は、香取市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」とする。）とする。

2 この要綱に基づく助成金の交付は、一学校当たり当該年度において1回限りとする。

(対象となる事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業は、学校が独自に自らの地域特性等を勘案し、主体的に意欲をもって次の各号のいずれかに該当する事業を実施する場合に、その経費の全部または一部を助成するものとする。

- (1) 社会福祉全般に関する調査研究活動
- (2) 社会福祉全般に関する講演会や映画等の上映会等の実施
- (3) 高齢者や障害者、乳幼児等との交流会の実施
- (4) 高齢者施設や障害者施設、児童施設等の訪問及び交流
- (5) 高齢者施設や障害者施設、児童施設等におけるボランティア等体験活動
- (6) 高齢者や障害者等の体験学習
- (7) 学区内の自治会等が実施する行事等への参加
- (8) 学区が属する地区社会福祉協議会が実施する行事等への参加
- (9) 学区が属する住民自治協議会（まちづくり協議会）が実施する行事等への参加
- (10) 共同募金運動への参加
- (11) 防災、防犯に関する講演会や映画等の上映会等の実施
- (12) 各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要であると社会福祉法人香取市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた事業

(対象の除外)

第4条 この助成金の交付の対象除外となるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 前条のいずれにも該当しない事業に対する費用
- (2) 当該の福祉教育活動に係る事務用消耗品や参考図書等以外の学校の備品購入に係る費用
- (3) 動植物の栽培、飼育に係る費用
- (4) 学校の施設整備に係る費用
- (5) 講師謝礼等以外の人件費に係る費用
- (6) 各号に掲げるもののほか、会長が対象とならないと認めた費用

(助成金額)

第5条 福祉教育活動実践校に対する助成金額は、当該学校における実践対象者数により算出し別表のとおりとする。

- 2 前項に定める実践対象者の上限は、当該学校の全校児童・生徒数とし、教職員の数は含まない。

(申請の方法)

第6条 助成金の交付を受けようとする学校は、本会が指定する期日までに福祉教育活動実践校助成金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、会長あてに提出しなければならない。

(決定)

第7条 会長は、学校から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し助成の可否を決定し、福祉教育活動実践校助成金交付決定通知書（第2号様式）を学校長あてに通知する。

(条件)

第8条 助成事業の交付決定を受けた学校には、次の各号に定める条件が付されるものとする。

- (1) 全校児童・生徒に福祉意識の高揚が図られるように努めなければならない
- (2) 助成事業を中止または廃止する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならない
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または助成事業を行うことが困難になった場合においては、すみやかに本会に報告し、その指示を仰がなければならない

(4) 助成事業に係る収支を明らかにした帳簿と証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、助成事業完了後5年間保管しておかなければならない

(助成金の請求)

第9条 学校長は、助成金の交付決定を受けたときは、本会が指定する期日までに福祉教育活動実践校助成金交付請求書(第3号様式)を提出し、助成金を請求するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 学校長は、事業完了後1ヶ月以内に福祉教育活動実践校助成金実績報告書(第4号様式)に事業報告書及び収支決算書を添えて、会長あてに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告書等に基づき、助成金の用途等が申請内容と著しく異なる場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し平成25年度申請分から適用する。

(平成25年3月6日施行)

別表

○小学校

実践対象者数	助成金額	備 考
～200人	20,000円	
201人～400人	30,000円	
401人～600人	40,000円	
601人～	50,000円	

○中学校

実践対象者数	助成金額	備 考
～200人	30,000円	
201人～400人	40,000円	
401人～	50,000円	

○高等学校

実践対象者数	助成金額	備 考
～500人	30,000円	
501人～	50,000円	

(第1号様式)

福祉教育活動実践校助成金交付申請書

令和 年 月 日

香取市社会福祉協議会長 様

所在地

学校名

代表者

担当教員名

印

令和 年度において、福祉教育活動を実践したいので、助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請額

\_\_\_\_\_ 円

2. 事業の目的

事業計画書に記載のとおり

3. 添付書類

事業計画書及び収支予算書 (任意様式)

(第2号様式)

令和 年 月 日

学校長 様

香取市社会福祉協議会長

福祉教育活動実践校助成金交付決定通知書

貴職より申請のあった福祉教育活動実践校助成金については、下記のとおり  
交付決定する。

記

1. 助成金交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

(第3号様式)

福祉教育活動実践校助成金交付請求書

令和 年 月 日

香取市社会福祉協議会長 様

所在地  
学校名  
代表者  
担当教員名

印

令和 年 月 日付けで交付決定のあった福祉教育活動実践校助成金を下記のとおり請求します

記

1. 請求額

\_\_\_\_\_円

2. 振込先

金融機関名	銀行・信金 信組・農協	本店	支店
預金種別	普通 ・ その他( )		
口座番号			
フリガナ 名 義			

※通帳のコピーを添付（口座番号及び名義がわかるように）

(第4号様式)

福祉教育活動実践校助成金実績報告書

令和 年 月 日

香取市社会福祉協議会長 様

所在地

学校名

代表者

印

担当教員名

令和 年度において、福祉教育活動を実践しそれが完了したので、福祉教育活動実践校助成金交付実施要綱第10条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

1. 添付書類

事業報告書及び収支決算書（任意様式）

活動写真または成果品

2. その他

提出の写真については広報等に使用可能です